

三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド



第18期決算および分配金のお支払いについて

平素は「三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドは2019年10月21日に第18期決算を迎え、分配を行いましたので運用の振り返りおよび今後の見通し等と併せてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

第18期決算の分配金額は、基準価額水準や市況動向等を勘案し、以下の通りとしました。

決算期	-	2017/10/20	2018/10/22	2019/10/21	設定来累計 (2019/10/21まで)
	第1～15期	第16期	第17期	第18期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	18,400円 (184.0%)	1,800円 (15.6%)	500円 (3.4%)	500円 (4.6%)	21,200円 (212.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	330.1%	43.5%	-22.5%	9.8%	425.1%

- (注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～15期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。
(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～15期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

今期の運用の振り返り

①2018年10月22日～2019年1月上旬

基準価額は下落

- 香港株式市場（ADR（米国預託証券）含む、以下同じ）は、米中貿易摩擦が深刻化する中、中国や世界経済の先行きに対する不透明感が高まり、2018年12月から翌1月上旬にかけて下落しました。
- 米国株式市場の混乱による投資家のリスク回避姿勢の強まりを受けて、香港ドル安・円高となり、基準価額は2019年1月上旬に一時10,000円を下回りました。

②2019年1月上旬～2019年4月

基準価額は大幅に上昇

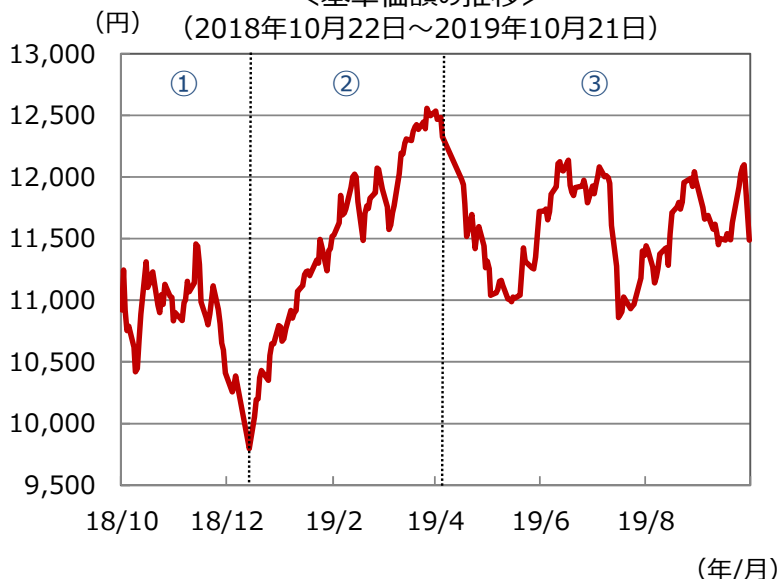
- 香港株式市場は、2019年1月上旬以降、米国の利上げ休止観測や、米中貿易協議の進展期待などから上昇しました。
- 米国株式市場の反発とともに、香港ドル高・円安が進みました。基準価額は、4月17日に期中最高値の12,557円をつけました。

③2019年5月～2019年10月21日

基準価額は一進一退で推移

- 2019年5月以降の香港株式市場は、欧米における利下げ観測や、中国の景気対策への期待等から上昇する局面があったものの、香港における政治的緊張の高まりや米中貿易摩擦の再燃等からレンジ内で上下する動きとなりました。
- 基準価額も一進一退の動きとなり、期末には11,487円（500円の分配金お支払い後）となりました。

＜基準価額の推移＞



＜①②③の期間別の騰落率＞ (税引前分配金再投資基準価額ベース)

①	②	③	今期
2018/10/22～ 2019/1/4	2019/1/4～ 2019/4/26	2019/4/26～ 2019/10/21	2018/10/22～ 2019/10/21
-10.3%	25.8%	-2.8%	9.8%

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

今後の市場見通し

- 米中貿易摩擦の長期化から、中国経済の先行き不透明感は今後も高まっています。一方で、先進国・地域の利下げ観測によって中国でも金融緩和の余地が拡大しているほか、足もとの元安傾向が景気下振れのクッションとなっています。また、財政拡大による景気支援が期待される等、中国の安定重視の経済運営方針は維持されており、景気の底割れリスクは小さいとみています。
- 香港株式市場は、引き続き米中貿易摩擦の動向や香港の政治情勢に左右される神経質な展開を見込みます。米中貿易摩擦の長期化による世界経済への影響や、香港デモ収束の見通しは不透明です。一方、米国を始めとする世界的な金融緩和傾向や、中国政府による追加的な政策対応が期待できることから、市場の底割れリスクは限定的とみています。
- 本土株式市場も、不安定な値動きが続くとみています。米中貿易摩擦やファーウェイへの制裁の動向などが引き続きリスク要因です。一方、中国が建国70周年のイベントを無事に通過し、米国でも大統領選挙が近づくことで、今後は米中が妥協点を探りやすくなると思われる点は、景気安定に向けた追加的な政策期待と合わせて市場のサポート要因となりそうです。

※上記の今後の市場見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

ポートフォリオの概況（2019年9月末現在）

＜資産構成比率（％）＞

株式	86.1
H株	3.7
レッドチップ	11.5
香港その他	26.9
上海・深センA株	23.6
上海・深センB株	0.0
その他	20.3
リート	2.8
A株連動債券	0.0
先物等	0.0
現金等	11.1
合計	100.0

＜組入上位10業種（％）＞

1	消費者サービス	10.9
2	耐久消費財・アパレル	9.8
3	食品・飲料・タバコ	9.3
4	メディア・娯楽	8.7
5	保険	7.8
6	不動産	7.7
7	小売	7.4
8	運輸	6.6
9	リート	2.8
10	公益事業	2.5

※業種はGICS（世界産業分類基準）による分類です。

＜組入上位5通貨（％）＞

1	香港ドル	45.8
2	中国元	22.7
3	アメリカドル	17.8
4	台湾ドル	1.7
5	中国元（オフショア）	0.9

＜組入上位10銘柄（％）＞

（組入銘柄数 40）

	銘柄	市場/業種	比率	コメント
1	テンセント	香港 メディア・娯楽	7.7	中国のインターネットサービス大手。対話アプリ「微信」（日本の「ライン」に相当）やインスタント・メッセージ「QQ」で築いた膨大な顧客基盤とブランド力を背景に、ゲームやオンライン決済サービス、動画配信などを展開する。
2	アリババ・グループ・ホールディング	その他 小売	7.4	中国のインターネット通販最大手。個人間取引を仲介する淘宝网（タオバオ）と、企業と個人の取引の場である天猫（Tモール）の運営を中核とする。インターネット関連企業・事業等の買収を通じ、積極的に事業分野を拡大。日本のソフトバンクが出資している。
3	貴州茅台酒	上海A株 食品・飲料・タバコ	6.4	中国の大手酒造メーカー。良質の水と原材料に恵まれた貴州省茅台（マオタイ）鎮を拠点に、世界3大蒸留酒の一つとされる茅台酒を生産する。茅台酒は「国酒」とも呼ばれている。
4	平安保険	上海A株 保険	4.6	1988年に深セン市で創業した民営企業であり、主に生命保険事業のほか、損害保険、銀行事業も手掛ける。フィンテックやヘルスケア事業にも積極的に投資しており、次の成長の柱として期待される。
5	申洲国際ホールディング	香港 耐久消費財・アパレル	4.5	スポーツウェアやカジュアルウェア等、繊維製品の加工・製造大手。ナイキ、アディダス、プーマ等、欧米アパレル向け比率の上昇で、最大顧客であったユニクロ依存度が低下。近年、中国のアパレルメーカーの取込みを強化する等、更なる顧客層の多様化を進めている。
6	龍湖地産	香港 不動産	3.5	中国の不動産デベロッパー大手。重慶市を基盤にしていたが、近年では中国全土に活動範囲を広げている。低層のタウンハウスから高層マンション、ショッピングモール、オフィスビル等、事業範囲も幅広く、その品質の高さには定評がある。
7	ヤム・チャイナ・ホールディングス	その他 消費者サービス	3.4	中国のカジュアルフード・ファストフードレストランの運営大手。中国でKFC（ケンタッキーフライドチキン）とピザハットを独占的に展開するほか、中国火鍋の専門店「小肥羊」など中華料理チェーンの運営も手掛ける。
8	TALエデュケーション	その他 消費者サービス	3.4	2003年設立の中国の教育サービス大手。幼稚園から高校3年生までを対象に、主要科目（数学・英語・国語・物理・化学・生物など）の指導サービスを提供する。少人数クラスから個別指導、オンラインまで、指導形態は多岐にわたる。
9	AIAグループ	香港 保険	3.2	香港、タイ、中国本土を中心としたアジア・オセアニア地域において事業を展開する大手保険会社。1919年に上海において創業されて以降、アジア域内の保険事業において長い歴史を誇る。特に、同社が高い市場シェアを有する医療保険の分野での成長を期待。
10	リンク・リート	その他 リート	2.8	香港最大のリート（不動産投資信託）。九龍、新界エリアを中心に、高層公共住宅低層部の商業施設や駐車場等でポートフォリオを構成。積極的な増改築によるテナントの入替えや賃料の改定等により利益成長を続けている。2015年には中国本土事業に参入。

（注1）上記の数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。

（注2）各構成比率は、ファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

（注3）個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

ファンドの特色

1. ニュー・チャイナ・マザーファンドへの投資を通じて、エクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
 - 中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
2. 新規公開企業にも選別投資します。
 - 中国を代表する企業の新規公開にも着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。
3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
4. 実質的な運用はスミモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドが行います。

- ※ 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- ※ 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する証券を組み入れることがあります。
- ※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。景気のダウンサイドリスクやカントリーリスクに対しては、株式組入比率による調整に加え、株価指数先物などを利用することもあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。
- 人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資について、QFII（適格国外機関投資家）制度においては回金規制の制約を受けません。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。
- 上海・香港および深セン・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要で、回金制限もありません。ただし、上海および深セン証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。
- 中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税務総局および中国证券监督管理委员会より公表されています。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- 中国政府当局により、委託会社がQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資は株式相互取引を利用して行います。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

無期限です。（信託設定日：2001年10月22日）

決算日

毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

香港の取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.98%（税抜き1.80%）の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル： 0120-88-2976 【受付時間】 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。
投資顧問会社	マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。 スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○			※1
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○					
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○			○		
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○					
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
ＦＦＧ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○					
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第6号	○					
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第65号	○	○				
ぐんざん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○					
スターズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○					
ちばざん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○					
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第148号	○					
ひろざん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○					
二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第6号	○					
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第167号	○					

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○					
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○					
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○			○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○					
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○					※2
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○			○		
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号						
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第252号						
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号						
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号						
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○					

備考欄について

※2：ネット専用

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号						
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号						
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○					
亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第149号						
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号						
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号						
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○					
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号						
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号						
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号						
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第38号						
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号						
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号						
城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第147号	○					
新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第37号						
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○					
空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第21号						
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第26号						
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号						
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号						
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号						
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○					
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号						

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○					
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○					
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○					
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号						
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○					
備北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号						
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号						
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○					
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号						
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○					
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号						
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第48号						
室蘭信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第33号						
盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第54号						
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号						
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○					
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第50号						
留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第36号						

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2019年10月21日

